

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第5501087号  
(P5501087)

(45) 発行日 平成26年5月21日(2014.5.21)

(24) 登録日 平成26年3月20日(2014.3.20)

(51) Int.Cl. F I  
**A 6 1 H 33/06 (2006.01)**  
 A 6 1 H 33/06 C  
 A 6 1 H 33/06 P  
 A 6 1 H 33/06 Z

請求項の数 2 (全 9 頁)

(21) 出願番号	特願2010-105255 (P2010-105255)	(73) 特許権者	510121857
(22) 出願日	平成22年4月30日(2010.4.30)		マリオ・ヒラタ
(65) 公開番号	特開2010-259798 (P2010-259798A)		ブラジル国 サンパウローエスピー、ジ
(43) 公開日	平成22年11月18日(2010.11.18)		ャルジン・サウーデ、ルア・ベント・デ・
審査請求日	平成25年3月14日(2013.3.14)		ファリア 50、アパートメント 81
(31) 優先権主張番号	PI 0901668-6	(74) 代理人	100140109
(32) 優先日	平成21年5月6日(2009.5.6)		弁理士 小野 新次郎
(33) 優先権主張国	ブラジル(BR)	(74) 代理人	100089705
			弁理士 社本 一夫
		(74) 代理人	100075270
			弁理士 小林 泰
		(74) 代理人	100080137
			弁理士 千葉 昭男
		(74) 代理人	100096013
			弁理士 富田 博行

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 エステティック及び治療のための身体トリートメント用のカプセル式装置

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

エステティック及び治療のための身体トリートメント用のカプセル式装置であって、局所的な脂肪の減少、神経筋肉のトリートメント、外科手術後の脂肪吸引トリートメント、堆積脂肪の減少、臨床検査のための汗の収集、および、患者のトリートメントに関する情報の保存のような、生命体にとっての有益性を促進する、身体のトリートメントのためのカプセル式装置(1)において、下方の構造的ベース(2)と、該ベース上のレイアウト物である、可動室(3)とを備えており、前記構造的ベース(2)は、設置面にて装置(1)を支持するための平坦な下面(2a)を有する一方、僅かに凹状(2c)となった上面(2b)を有しており、前記上面(2b)は長手方向に延びるレール(2d)を中央に有しており、該レール(2d)は、前記可動室(3)を前記構造的ベース(2)に連結し且つ前記可動室(3)が前記レール(2d)に沿って摺動することを許容するよになされてお、前記可動室(3)は、個人用ベース(3a)及び関節動作式カバー(6)を備えてお、前記可動室(3)は楕円形、長円形であり、前記個人用ベース(3a)は、座部(3b)及び背部(3c)を備えてお、該個人用ベースの外面は、バイオセラミックが組み込まれたブランケット(MT)により覆われてお、該バイオセラミックは、電氣的に励起されたとき、陰イオンと共に、赤外線を放出するよになされてお、前記背部(3c)と前記座部(3b)との間、すなわち前記個人用ベース(3a)が前記背部(3c)と前記座部(3b)との方向に拡がったよになつた根本の部分には、オリフィス(3d)があり、該オリフィスには、臨床検査のために使用者から採取される汗を収集し得るり

ザーバ/貯蔵部(4)が連結されており、前記個人用ベース(3a)の端部、すなわち前記カバー(6)との関節接合部(A)付近にある前記個人用ベース(3a)の端部から、2つの保護用のサイドアーム(5)が前記座部(3b)の長手方向に沿って延びており、該サイドアーム(5)は、前記関節接合部(A)が有する共通の軸線(A)の回りを回転することができ、それによって前記サイドアーム(5)は、前記個人用ベース(3a)への使用者のアクセスと、該個人用ベース(3a)内での使用者の身体の安全を保證することができ、前記関節動作式カバー(6)は、前記個人用ベース(3a)の形状に倣う楕円形の形状をし、半円形の断面を有し、前記関節動作式カバー(6)の内面は、前記ブランケット(MT)と同様のブランケット(MT')にて被覆され、前記カバー(6)の外側部、すなわち、前記関節接合部(A)とは反対側にある前記カバー(6)の自由端には、管状の隆起部(6b)が設けられており、該隆起部(6b)の端部は、制御盤(7)に連結されており、該制御盤(7)は、コンピュータスクリーン(7a)及び患者の像を映すスクリーン(7b)を備えており、前記カバー(6)の側方両端部には、カバー(6)を動かすためのハンドル(6c)が設けられている、ことを特徴とする、カプセル式装置(1)。

10

**【請求項2】**

請求項(1)に記載のエステティック及び治療のための身体トリートメント用のカプセル式装置において、前記個人用ベース(3a)は、前記レール(2d)上を摺動し、0から70°の角度範囲内にて変位することができ、それによって装置の使用を容易にし且つ装置の完全な滅菌性を向上させるようになされていることを特徴とする、カプセル式装置。

20

**【発明の詳細な説明】****【技術分野】****【0001】**

本発明は、エステティックトリートメント及び治療トリートメントのためのカプセル式装置に関する。特に、陰イオンと共に、赤外線を放出することを許容し、毒素、重金属を容易に除去することを許容し、一部の疾患の予防管理及び、外科手術後の治療トリートメントを許容する、身体トリートメントのためのカプセル式装置に関する。該装置は、レールが設けられた固定した構造体(構造的ベース)を有する。該レール上には、垂直に、すなわち上を向いた状態で、可動の室(チャンバ)が取り付けられ、該可動の室は座部及び背部を有する個人用(すなわち一人収容用の)ベースを備えている。該個人用ベースは、保護用サイドアームと、制御盤を有する関節動作式カバーとを備えている。該制御盤には、測定値の変動を常に追跡することを可能にする、コンピュータスクリーンおよび患者の像を映すスクリーンが設けられている。

30

**【背景技術】****【0002】**

広く知られているように、エステティック療法は身体の調和をもたらす。医学に関する身体トリートメントと共に、エステティックに関するトリートメントを施すことがなされる。現在、身体を調えるための、多様な技術及び装置を使用する幾つかの型式のトリートメント法が存在する。

**【0003】**

市場にて存在する最も簡単なエステティックトリートメント技術は、浮腫をリンパ管まで排出し、このリンパ管にて浮腫が尿により排泄されるようにする特別なマッサージから成る、リンパドレナージュである。

40

**【0004】**

トリートメントクリニック又はエステティックセンターにて最も良く使用されているエステティック装置は、薬剤又は美容用の(あるいは特殊な)コンパウンドを皮膚又は皮下に施し、局所的な脂肪を減少させることを含む、メソセラピー(脂肪溶解法)に関するものである。しかし、薬を塗る方法は、例えば、腹部、背中、脚のような大きい面積の場所では完全な結果を得ることはできない。なぜなら、毒性を防ぐために薬の適用に制限があるからである。

50

## 【0005】

エステティック/治療トリートメントのためのものとして市場にて存在する別の装置は、脂肪異常栄養症及び特殊な病理を治療するためにエステティック及び身体熱治療法方法を用いる熱療法を取り入れたものである。この装置は、熱ブランケットを備え、該熱ブランケットには、該ブランケットの内面を加熱し、毒素の除去、筋肉の弛緩、体重の減少、皮膚の湿潤化を促進することを可能とする電気抵抗が設けられている。

## 【0006】

しかし、上記熱ブランケットの欠点は、まず、患者の状態の急激な変化を分析し且つ診断するための制御盤を有していないことである。したがって、専門家がその場において制御することなしでは、緊急状態の発生を招く可能性がある。また、臨床検査を行うために、患者から出た汗を集め/採取することを目的とする貯蔵部/リザーバも無い。これらの点が、本発明の装置とは異なる。

10

## 【0007】

広く使用されている別のエステティックトリートメントの方法は、身体の表面に赤外線を与え、生命体の細胞を励起し、深い発汗作用を刺激することを可能とし、その結果、生命体自身によって生成される毒素に加えて、食品、飲物、汚染した空気中から毎日、吸収される毒素を取り除くことを可能とするものである。

## 【0008】

データベースに基づく先行技術調査により、円管状本体と、身体の下方に挿入される下方カバーとにより形成され、指の圧力に基づいて機能する、人体内にて血液の循環を向上させるための健康支援機器が開示された、特許文献PI 9705982-0が見つかった。この機器においては、陰イオン発生要素が本体内部に取り付けられている。また、バイオセラミックが本体内部にて形成されて、陰イオンの発生要素の外側上方部分を取り囲んでいる。さらに、ゲルマニウムコンパウンドがバイオセラミック上に形成されている。陰イオンの発生要素の下方には永久磁石が取り付けられ、圧力要素が永久磁石の下側部と接触して所望の処理領域内にて永久磁石と皮膚とが直接接触するようになされている。身体には、イオン及び放出光線が投射される。

20

## 【先行技術文献】

## 【特許文献】

## 【0009】

【特許文献1】PI 9705982-0号明細書

30

## 【発明の概要】

## 【発明が解決しようとする課題】

## 【0010】

上記型式の装置にて明らかとなった欠点は、陰イオンの付与が手操作(マニュアル)にて行われ、このため、身体表面の全体にわたってイオンを均一に付与することが不可能である点である。

## 【0011】

当該出願人自身、以前に、本発明の構成とは異なる特徴を有する、エステティック/治療用の装置用のカプセル式装置を使用しており、また、それを継続して使用して研究していたため、それぞれのトリートメントに関して、造上及び機能上の改良を実現し、より優れた結果を促進する、それまで市場に存在しなかった本発明の構成を得るに至った。

40

## 【課題を解決するための手段】

## 【0012】

消費者市場に向けた改良を促進する目的のため、当該出願人は、エステティック及び治療のトリートメントのためのカプセル式装置にて改良を実現した。より具体的には、本発明は、特に挙げれば、局所的な体重の減少、神経筋肉のトリートメント、外科手術後の脂肪吸引トリートメント、堆積脂肪(セルライト)の減少、臨床検査のための汗の採取、患者のトリートメント情報の保存のような、生命体にとっての有益性を促進する身体トリートメントのための装置を対象とする。

50

## 【0013】

上記のカプセル式装置は、下方の固定した構造的ベースを備える。該構造的ベースは、その下面が平坦である一方、その反対面（上面）は、長手方向レールが取り付けられる、凹状部を有する長い円弧状部を備えており、その凹状部を有する円弧状部は可動室を受けるとしてされている。

## 【0014】

本発明の装置の利点の1つは、その形態、すなわちその機能上の設計にあり、その理由は、上記の可動室は楕円形、長円形であり、座部及び背部を備える個人用（すなわち一人用）ベースを形成することを許容し、この個人用ベースの内面は、ブランケット（バイオセラミックが組み込まれることが好ましい）により被覆されており、このバイオセラミックは、電気的に励起されたとき、陰イオンと共に赤外線を放出し、毒素及び重金属の除去を早め、一部の疾患を特定し且つ外科手術後の治療的トリートメントを管理することを許容するからである。

10

## 【0015】

このカプセル式装置の別の新規な点は、背部と座部との間、すなわちベースが背部と座部との方に拡がったようになった根本の部分に中央オリフィスがあり、この中央オリフィスの下方には、トリートメントしている間、汗を患者から採取し得るようリザーバ/貯蔵部が連結されている点である。臨床検査のため採取した汗を毒素、疾患等の点検のため検査所に送ることが可能である。

## 【0016】

20

別の新規な点は、本発明の装置は、個人用ベースの端部に取り付けられたサイドアームを有している点である。このサイドアームは、装置に入り且つ装置から出る間、使用者の身体上の安全性を確保するから、このサイドアームは保護要素として取り付けられる。

## 【0017】

本発明の装置は、関節動作式カバーの内側部のレイアウト物として、コンピュータスクリーン及び患者の像を映すスクリーンが設けられた制御盤を備えることができる。この制御盤は、患者のトリートメントを常時追跡することが可能で、測定中に得られた数値及び変化を記録し且つ保存し、また、その情報を患者の治療歴に保存することができる。

## 【0018】

本発明のカプセル式装置の別の利点は、個人用ベースに対する使用者の身体へのアクセス（出入り）が容易であることである。特別な装置の設計のため、身体障害者、高齢者、外科手術後の患者などが使用することが可能である。これは整形学的機能の1つともいえる。

30

## 【0019】

本発明の別の利点は、カプセル式装置は、身体へのアクセスを容易にする設計に加えて、その実施の形態及び特徴並びにその部品及び構成要素を固定する方法によって、完全な無菌状態を許容し、ウイルス/細菌の付着又は汗又は皮膚を通しての接触/透過により1人の使用者（患者）から別の使用者（患者）への伝染を防止できる点である。

## 【図面の簡単な説明】

## 【0020】

40

本発明の特徴を一層良く理解し得るよう、この説明を補足するため、1つの好ましい実際的な実施の形態に従って、本発明を説明する。但し、この実施の形態は限定的なものでなく、以下の図面を参照して説明する。

【図1】開放した位置にあるカバーとともに示す、構造的ベースを備えたカプセル式装置の分解側面斜視図である。

【図2】カバーが閉じた位置にある、カプセル式装置の斜視図である。

【図3】カバーが開放した位置にある、カプセル式装置の、別の角度からの斜視図である。

【図4】それぞれの構成要素を概略図的に分解した状態で示す、カプセル式装置の側面分解図である。

50

【図5】内部の利用者を想像線で示しながら、カバーを閉じた状態の装置を側面から見た、概略側面図である。

【図6】下方ベースに関して室が休止位置にある、カプセル式装置の概略側面である。

【図6A】下方ベースに関して室が垂直に近い動かされた状態にある、カプセル式装置の概略側面図である。

【発明を実施するための形態】

【0021】

図示した図面に関して、本発明は、エステティック用身体トリートメント及び治療用身体トリートメントなどのための身体トリートメント用のカプセル式装置に関する。より具体的に特に挙げれば、局所的な脂肪の減少、神経筋肉のトリートメント、外科手術後の脂肪吸引トリートメント、堆積脂肪のトリートメント、臨床検査のための汗の収集、患者のトリートメントに関する情報の保存のような、生命体にとっての有益性を促進する、身体

10

【0022】

上記のカプセル式装置1は、下方の固定した構造的ベース2と、該ベース上のレイアウト物である、可動室3とを備えている。ベース2は、設置面にて装置1を支持させるための平坦な下面2aを有する一方、僅かに凹状(2c)となった上面2bを有する。上面2bの中央には、長手方向レール2dが設けられている。このレール2dは、可動室3の個人用(すなわち一人用)ベース3aを連結し且つ該個人用ベース3aが摺動することを許容する。装置1はまた、関節動作式カバー6を備える。関節動作式カバー6は、可動室3

20

【0023】

個人用ベース3a及び関節動作式カバー6により形成された可動室3は、全体として楕円形、長円形であり、個人用ベース3aは、座部3b及び背部3cを備える形態とされている。座部3b及び背部3cの外面は、ブランケットMTにより覆われ、このブランケットMTには、好ましくは、バイオセラミックが組み込まれている。このバイオセラミックは、電気的に励起されたとき、陰イオンと共に、赤外線を放出し、毒素、重金属を除去し、一部の疾患を減少させ、外科手術後の治療的トリートメントを実施することを許容する。

30

【0024】

座部3b及び背部3cとの間、すなわち個人用ベース3aが座部3b及び背部3cの方向に拡がったようになった根本の部分には、オリフィス3dがある(図5)。このオリフィス3dには、患者から汗を収集し得るようリザーバ/貯蔵部4が連結されている。この汗は、収集されたのち、毒素、病気の有無等について臨床検査による分析のため施設に送られる。

【0025】

個人用ベース3aの端部、すなわちカバー6との関節接合部A付近にある方の個人用ベース3aの端部から、2つの保護用のサイドアーム5が座部3bの長手方向に沿って延びており、このサイドアーム5は、関節接合部Aの同一の(共通の)軸線の回りを回動することができる。それによって、このサイドアーム5は、個人用ベース3aへと使用者が入っていく(アクセスする)ことを許容し、且つ、個人用ベース3a内での使用者の身体

40

【0026】

関節動作式カバー6は、ベース3aの形状に倣う楕円形の形状をし、好ましくは、半円形の断面を有し、該カバーの内面は、ブランケットMTと同様のブランケットMT'にて被覆されるものとする。

【0027】

上記カバー6の外側部、より特定的には、関節接合部Aとは反対側にあるカバー6の自由端には、管状の隆起部6bが設けられている。この隆起部6bの端部は、制御盤7に連

50

結されている。制御盤 7 は、コンピュータスクリーン 7 a 及び患者の像を映すスクリーン 7 b を備えている。これらのスクリーンは、常時、患者のトリートメント状態を追跡することができ、測定中に得られた数値や形態およびこれらの変化を記録し且つ保存し、また、使用者（患者を含む）の治療歴に関するこれらの情報を保存することができる。カバー 6 の側方両端部には、担当者がカバー 6 を動かすためのハンドル 6 c が設けられている。

【 0 0 2 8 】

個人用ベース 3 a は、ベース 2 の上面 2 b 上の中央の長手方向レール 2 d 上を摺動し、0 から 70 ° の角度範囲内にて変位することができる。このことは、装置の使用を容易にし、装置各部の完全な無菌性・滅菌性を向上させ、トリートメント手法の拡張性を促進することになる。

10

【 0 0 2 9 】

本発明が実施されるとき、特定の構造上の詳細及び形状に関して、改変を加えることができるが、このことは、特許請求の範囲に記載された基本的原理から逸脱することを意味するものではない。また、本願明細書で使用した技術用語は、単に説明の目的のためであり、当該発明の内容を不当に限定するものではないことが理解されよう。

【 符号の説明 】

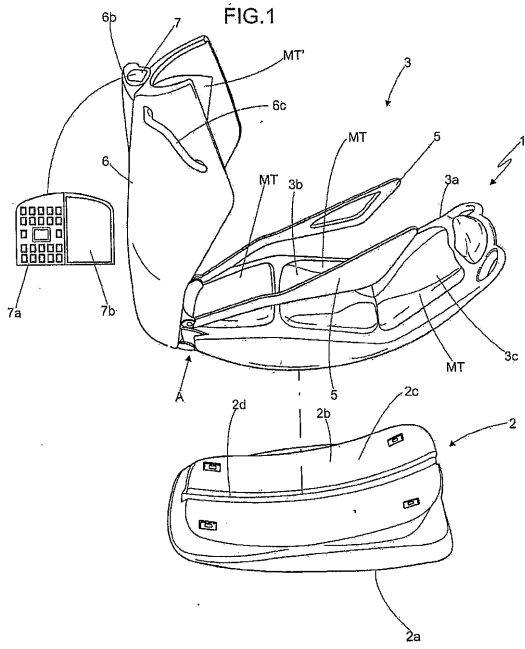
【 0 0 3 0 】

- 1 カプセル式装置
- 2 下方の固定した構造的ベース
- 2 a 平坦な下面
- 2 b 上面
- 2 c 僅かな凹状部分
- 2 d 中央の長手方向レール
- 3 可動室
- 3 a 個人用ベース
- 3 b 座部
- 3 c 背部
- 3 d オリフィス
- 4 リザーバ/貯蔵部
- 5 保護用のサイドアーム
- 6 関節動作式カバー
- 6 b 管状の隆起部
- 6 c ハンドル
- 7 制御盤
- 7 a コンピュータスクリーン
- 7 b 患者の像を映すスクリーン
- A 関節接合部
- M T ブランケット
- M T ' ブランケット

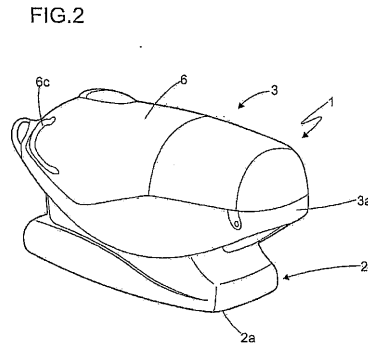
20

30

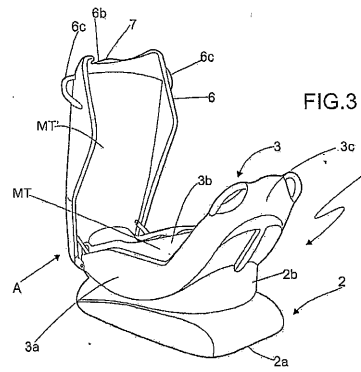
【 図 1 】



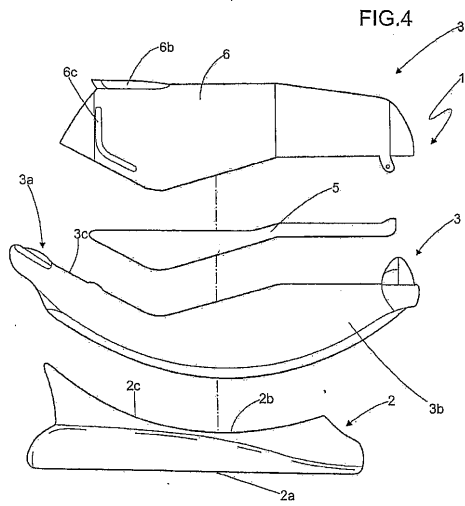
【 図 2 】



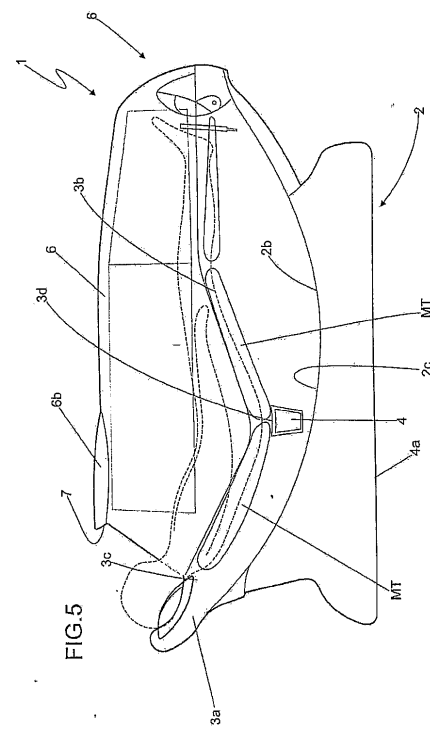
【 図 3 】



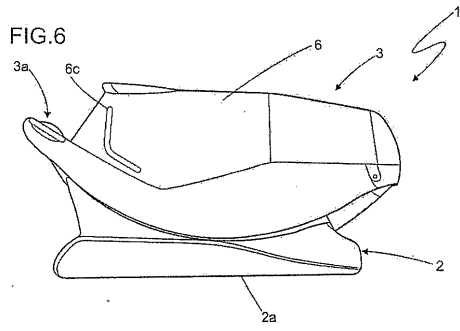
【 図 4 】



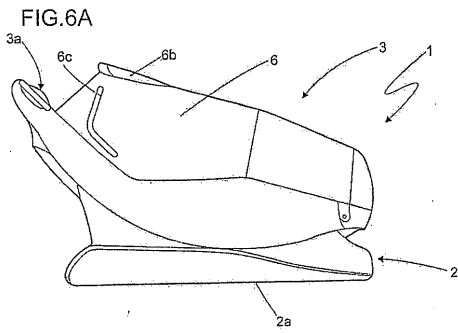
【 図 5 】



【 図 6 】



【 図 6 A 】



---

フロントページの続き

(74)代理人 100093713

弁理士 神田 藤博

(72)発明者 マリオ・ヒラタ

ブラジル国 サンパウロ, ジェルジン・サウーデ, ルア・ベント・デ・ファリア 50, アパート  
メント 81

審査官 岩田 洋一

(56)参考文献 特表平10-508776(JP, A)

特開2006-311890(JP, A)

登録実用新案第3131569(JP, U)

特開2002-263161(JP, A)

特開2003-290312(JP, A)

米国特許第00738337(US, A)

米国特許第07237284(US, B1)

特開2001-017504(JP, A)

特開2009-000269(JP, A)

特開2002-355224(JP, A)

米国特許第02676596(US, A)

米国特許第06272697(US, B1)

米国特許第06833553(US, B1)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

A61H 33/06